

## 大分県の建設業における 「シックハウス症候群」対策 および有機溶剤による 健康障害防止措置推進状況の 実態等に関する調査の概要



大分産業保健推進センター  
(基幹)相談員  
青野 裕士

目、鼻、のど等への刺激、頭痛など多様で、訴えが定まらない症状が人に生じる、所謂「シックハウス症候群」が大きな社会問題になっている。住宅に使用される建材等から発散される極微量のホルムアルデヒドやVOC(揮発性有機化合物)等に室内空気が汚染されることにより生じることも明らかになっている。これまでも、日本産業衛生学会が勧告する許容濃度の利用上の注意項目で、人の有害物質等への感受性は個人毎に異なるので、許容濃度等以下の暴露であっても、感受性の高い作業者では、不快、既存の健康異常の悪化を防止できない場合があると述べられている。

\*\*\*\*\*

2002年3月には、厚生労働省から「職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドラインについて」が発表され、事業者が職場で構うべき具体的措置が提言された。また、最近のマンションや一戸立て住宅の販売広告を見

ていると、建築基準法が2003年7月に改正されてから(以下改正建築基準法と略)、建設業界の「シックハウス」対策がより具体的になって来ている印象が強い。

\*\*\*\*\*

これまでに事業所への留置式アンケート調査で集計された内容を概説する。

当センターのアンケートに回答をよせた事業所は104あり(アンケートを要請した309事業所の内の33.7%)、大分県内に社屋を構える、地域もかたよっていない、建築工事業(68.3%)、土木工事業(17.3%)、木造建築工事業(7.7%)、建築リフォーム工事業(1%)などの各事業所よりなっている。また、元請けとして施工する事業所が98で大半を占めた(94.2%)。従業者の人数は平均36人(工事従業者3人から330人)であった。工事現場における従業者、施工等注文者からの「シックハウス症候群」の訴えは、それぞれ10.6%、

6.7%であった。

職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドライン(以下ガイドラインと略)を知っている事業所は70あり、その内の69は従業員や下請・関連業者に対し「シックハウス症候群」対策について教育を実施したことのある事業所(98%)で、ガイドラインを知らない事業所の79.4%しか教育を実施していないことに比べ、有意に実施率が高かった。

また一方で、事業所、倉庫、加工場など(工事現場を除く)でホルムアルデヒドの濃度を低減する措置を取る必要のある場所はないと回答した事業所は54あったが、その内、ガイドラインを知らない事業所が25に上っていた。今後そのような事業所は低減措置を講ずる必要はないか、自主的なリスクアセスメントを実施する必要がある。

さらに、ホルムアルデヒドの濃度を低減する措置を行っている事業所は25あった。その手段は「換気装置の設置または増設」と「継続的な換気の励行」が多かった。「発生源となっている合板等建材の撤去」、「有効な吸着材の使用」を実施した事業所はそれぞれ1つであった。また、実際に作業環境測定を行い、ホルムアルデヒド濃度を調べた事業所は2あった。

では、工事現場でホルムアルデヒドの濃度を低減する措置を行っている事業所はどうかとえば、65(62.5%)あり、上記の4つの低減措置の内、3つ以上用いる事業所が22にのぼっていた。

また、その内の1事業所は設計仕様書に沿ってホルムアルデヒドの濃度を低減する措置を講じていると回答していた。さらに、実際に作業環境測定を行い、ホルムアルデヒド濃度を調べた事業所は24(63.1%)に及んでいた。建設業のサービス精神に溢れていることが伺える。

実際に、ホルムアルデヒド発散の度合いを低減するため、改正建築基準法に謳ってある「内装仕上げに使用する建材の使用面積の制限」を遵守する事業所は85(81.7%)もあった。作業環境測定を行い、ホルムアルデヒド濃度を調べた事業所の19(79.2%)では、ホルムアルデヒド流入防止対

策をとっていた。

ところで、身内の状況はどうであろうか。有機溶剤を使用する事業所は96あり、工事現場で、有機溶剤を屋内で使用する場合に有機溶剤中毒防止に向けた対策として、58事業所(60.4%)が「保護具の装着」、「窓の開放等自然換気の励行」、「送風機や換気扇の使用」のいずれか2つ以上を行っていた。但し、有機溶剤使用者の特殊健康診断を実施する事業所は有機溶剤取り扱い事業所96の内33(34.4%)であり、有機溶剤取り扱い作業主任者の選任も60.4%に留まっていた。当センターで「シックハウス症候群」対策や、有機溶剤による健康障害予防対策などの研修を希望する事業所が会社に来てくれたら受けたいという所まで含めて61(63.5%)あり、今後、当センターの方針に反映したい。

今回の限られた調査ではあるが、ガイドラインも各事業所に未だ十分に浸透していないこと、改正建築基準法で依頼主に対する「シックハウス」対策は図られているものの、有機溶剤取り扱い作業主任者の選任も60.4%に留まっていたり、有機溶剤使用者の特殊健康診断を実施する事業所が34.4%であったことなど、現行の法規制の遵守の必要のある事業所も浮かび上がっている。

\*\*\*\*\*

「シックハウス症候群」に見られる皮膚・粘膜刺激症状や不定愁訴を誘発する要因は必ずしも化学物質だけではない。アレルギー疾患や感染症などでも認められる場合があり、また、温度、湿度及び気流等の温熱環境因子が増悪因子となりうる。さらに、全身倦怠、めまい、頭痛・頭重などの不定愁訴は、照度、騒音及び振動等の様々な物理的環境因子、精神的ストレスなどでも発症・増悪に関連する。今後、健康管理、作業管理、環境管理、労働安全衛生管理体制の堅持と、環境保全や環境保健を考慮した建設業における労働安全衛生マネジメントシステムの推進が必要となろう。